

十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十九年三月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、七〇人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二六四、二四七人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

- 東津軽郡選挙区 八、四六七人
- 西津軽郡選挙区 六、八三九人
- 南津軽郡選挙区 六、九五五人
- 北津軽郡選挙区 八、五九二人
- 上北郡選挙区 二九、三八〇人
- 三戸郡選挙区 二二、三五一人
- 青森市選挙区 八五、一一七人
- 弘前市選挙区 五、九四二人
- 八戸市選挙区 六六、三六七人
- 黒石市選挙区 一〇、四九六人
- 五所川原市選挙区 二一、三九四人
- 十和田市選挙区 一八、三八五人
- 三沢市選挙区 一一、三四九人
- むつ市選挙区 二二、四一六人
- つがる市選挙区 一〇、九一九人
- 平川市選挙区 一三、一九六人

青森県選挙管理委員会告示第二十三号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成十九年三月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

選挙区	選 挙 長		選 挙 長 職 務 代 理 者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
東津軽郡	丸尾 義輔	東津軽郡外ヶ浜町字上蟹田八九番地二	大宮 逸雄	東津軽郡外ヶ浜町字三厩釜野澤二九番地
西津軽郡	須藤 壽	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字上高根山八八番地	戸沼 英哉	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字大和田三六番地一
南津軽郡	嘉瀬 平蔵	南津軽郡藤崎町大字福島字林元三四番地四	前田 三郎	南津軽郡藤崎町大字藤崎字四本松三八番地一
北津軽郡	北畠 徹郎	北津軽郡板柳町大字滝井字前田四番地	赤石 兼基	北津軽郡板柳町大字福野田字実田四〇番地一
上北郡	柴田 宏	上北郡東北町大字大浦字大浦二番地一	高松 捷一	上北郡東北町字上笹橋三番地三
三戸郡	中村 喜雄	三戸郡南部町大字剣吉字大坊六番地	谷内 弘司	三戸郡南部町大字大向字勤吉五二番地の四
青森市	神 一郎	青森市幸畑一丁目一八番一号	福士 耕司	青森市篠田二丁目二番一四号
弘前市	池田 久雄	弘前市大字桔梗野二丁目一七番地一〇	一戸 鐵弘	弘前市大字一町田字村元六〇八番地三

八戸市	駒場 賢一	八戸市大字糠塚字大 沢一六番地一	高坂 隆夫	八戸市売市二丁目一 番五号
黒石市	佐藤 明	黒石市大字石名坂字 村ヨリ北一番地三	浅原 要一	黒石市大字下目内澤 字目内澤堰末一三番 地
五所川原 市	平野 光雄	五所川原市字上平井 町四八番地の五	白川 昭麿	五所川原市金木町朝 日山四四六番地五
十和田市	古館 實	十和田市東三番町二 番三〇号	高屋 實	十和田市大字滝沢字 高屋一二番地
三沢市	小林 博信	三沢市春日台三丁目 一五四番地七八三号	内野 一也	三沢市六川目四丁目 八二九番地一号
むつ市	佐々木鉄郎	むつ市川守町六番三 四号	永谷 智	むつ市川守町二五番 七号
つがる市	乳井 三一	つがる市木造林常盤 二七番地三	野宮兼太郎	つがる市富泡町六一 番地
平川市	山内 一義	平川市唐竹堀合四五 番地一	葛西 義治	平川市日沼一本柳三 五番地二

青森県選挙管理委員会告示第二十四号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場
所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定によ
り次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成十九年三月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

選挙区名	場 所	日 時
東津軽郡	青森県庁西棟八階中会議室	平成十九年四月十日午前十一時
西津軽郡	鱒ヶ沢町役場	平成十九年四月九日午後三時
南津軽郡	藤崎町役場	平成十九年四月九日午後三時

北津軽郡	板柳町福祉センター	平成十九年四月九日午後三時
上北郡	東北町役場	平成十九年四月十日午前十時
三戸郡	南部町役場	平成十九年四月十日午前十時
青森市	青森市民体育館	平成十九年四月八日午後九時二十分
弘前市	弘前市役所	平成十九年四月九日午後三時
八戸市	八戸市体育館	平成十九年四月八日午後九時二十五分
黒石市	黒石市中央スポーツ館	平成十九年四月八日午後九時
五所川原市	五所川原市役所	平成十九年四月九日午後三時
十和田市	十和田市総合体育センター	平成十九年四月八日午後九時十五分
三沢市	三沢市公会堂	平成十九年四月八日午後九時
むつ市	むつ市役所北庁舎	平成十九年四月十日午前十時
つがる市	つがる市木造生涯学習交流 センター「松の館」	平成十九年四月八日午後九時
平川市	平川市役所	平成十九年四月九日午後三時

青森県選挙管理委員会告示第二十五号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙における開票事務を、次の選挙
区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定によ
り選挙会の事務と併せて行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年三月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

青森市選挙区、八戸市選挙区、黒石市選挙区、十和田市選挙区、三沢市選挙区及びつがる市選挙区

青森県選挙管理委員会告示第二十六号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙に用いる点字投票用紙の様式等を次のとおり定めたので告示する。

平成十九年三月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

一 様式

平成十九年四月執行
青森県議会議員一般選挙投票

点字投票

印

○注 ちゅうい
意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

こうほしや しめい
候補者氏名

二 規格等

規格はおおむね縦二二・七センチメートル、横九・〇センチメートルとする。
紙質は上質紙一一 キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。
印は青森県選挙管理委員会の印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、黒刷りとする。

青森県選挙管理委員会告示第二十七号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙における船員の不在者投票に用いる投票用紙の様式等を次のとおり定めたので告示する。

平成十九年三月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

一 様式

船員不在者投票 選挙

点字投票

○注 ちゅうい
意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

こうほしや しめい
候補者氏名

二 規格等

規格はおおむね縦二二・七センチメートル、横九・〇センチメートルとする。
紙質は上質紙七 キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。
点字投票用は、上質紙一一〇キログラム、点字投票の表示をする。

青森県選挙管理委員会告示第二十八号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区のポスター掲

示場の揭示面の区画の数を、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第九十四条第一項の規定により次のとおり定めたので告示する。

平成十九年三月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

選挙区名	区画の数	選挙区名	区画の数
東津軽郡	四	八戸市	一四
西津軽郡	四	黒石市	四
南津軽郡	四	五所川原市	八
北津軽郡	四	十和田市	六
上北郡	一〇	三沢市	六
三戸郡	六	むつ市	六
青森市	一六	つがる市	四
弘前市	一一	平川市	四

青森県選挙管理委員会告示第二十九号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は、次のとおりであるので同法第百九十六条の規定により告示する。

平成十九年三月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

選挙区名	制限額	選挙区名	制限額
東津軽郡	六、〇〇八、二〇〇円	八戸市	五、九六五、七〇〇円
西津軽郡	五、六〇三、〇〇〇円	黒石市	六、五二三、五〇〇円
南津軽郡	五、六三一、八〇〇円	五所川原市	五、六七五、七〇〇円
北津軽郡	六、〇三九、五〇〇円	十和田市	六、一八八、九〇〇円
上北郡	五、七二八、九〇〇円	三沢市	六、七二六、〇〇〇円
三戸郡	五、七五五、二〇〇円	むつ市	五、八四三、六〇〇円
青森市	六、〇一九、四〇〇円	つがる市	六、六一八、八〇〇円
弘前市	六、〇五五、六〇〇円	平川市	五、五四二、九〇〇円

青森県選挙管理委員会告示第三十号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

平成十九年三月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

選挙区名	場 所	所 在 地
東津軽郡	青森県選挙管理委員会事務局	青森市長島一丁目一番一号
西津軽郡	鯉ヶ沢町選挙管理委員会事務局内 青森県選挙管理委員会事務局内 軽郡出張所	西津軽郡鯉ヶ沢町大字本町二〇九番地二
南津軽郡	藤崎町選挙管理委員会事務局内 青森県選挙管理委員会事務局内 郡出張所	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一番地

平川市	つがる市	むつ市	三沢市	十和田市	五所川原市	黒石市	八戸市	弘前市	青森市	三戸郡	上北郡	北津軽郡
平川市選挙管理委員会事務局内青森県選挙管理委員会事務局平川市出張所	つがる市選挙管理委員会事務局内青森県選挙管理委員会事務局つがる市出張所	むつ市選挙管理委員会事務局内青森県選挙管理委員会事務局むつ市出張所	三沢市選挙管理委員会事務局内青森県選挙管理委員会事務局三沢市出張所	十和田市選挙管理委員会事務局内青森県選挙管理委員会事務局十和田市出張所	五所川原市選挙管理委員会事務局内青森県選挙管理委員会事務局五所川原市出張所	黒石市選挙管理委員会事務局内青森県選挙管理委員会事務局黒石市出張所	八戸市選挙管理委員会事務局内青森県選挙管理委員会事務局八戸市出張所	弘前市選挙管理委員会事務局内青森県選挙管理委員会事務局弘前市出張所	青森市選挙管理委員会事務局内青森県選挙管理委員会事務局青森市出張所	南部町選挙管理委員会事務局内青森県選挙管理委員会事務局三戸郡出張所	東北町選挙管理委員会事務局内青森県選挙管理委員会事務局上北郡出張所	板柳町選挙管理委員会事務局内青森県選挙管理委員会事務局北津軽郡出張所
平川市柏木町藤山二五番地六	つがる市木造若緑六一番地一	むつ市金谷一丁目一番一号	三沢市桜町一丁目一番三八号	十和田市西十二番町六番一号	五所川原市字岩木町二二番地	黒石市大字市ノ町二一番地一	八戸市内丸一丁目一番一号	弘前市大字上白銀町一番地一	青森市柳川二丁目一番一号	三戸郡南部町大字苦米地字下宿二二三番地一	上北郡東北町上北南四丁目三二番地四八四	北津軽郡板柳町大字板柳字土井二二九番地三

青森県議会議員一般選挙東津軽郡選挙区選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十九年三月三十日

青森県議会議員一般選挙東津軽郡選挙区選挙長 丸 尾 義 輔

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙西津軽郡選挙区選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十九年三月三十日

青森県議会議員一般選挙西津軽郡選挙区選挙長 須 藤 壽

一 場所 西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇九番地二

鰺ヶ沢町選挙管理委員会事務局内

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙南津軽郡選挙区選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十九年三月三十日

青森県議会議員一般選挙南津軽郡選挙区選挙長 嘉 瀬 平 蔵

一 場所 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一番地

藤崎町選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局南津軽郡出張所

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙北津軽郡選挙区選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十九年三月三十日

青森県議会議員一般選挙北津軽郡選挙区選挙長 北 畠 徹 郎

一 場所 北津軽郡板柳町大字板柳字土井三三九番地三

板柳町選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局北津軽郡出張所

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙上北郡選挙区選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十九年三月三十日

青森県議会議員一般選挙上北郡選挙区選挙長 柴 田 宏

一 場所 上北郡東北町上北南四丁目三二番地四八四

東北町選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局上北郡出張所

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙三戸郡選挙区選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十九年三月三十日

青森県議会議員一般選挙三戸郡選挙区選挙長 中 村 喜 雄

一 場所 三戸郡南部町大字苦米地字下宿三三番地一

南部町選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局三戸郡出張所

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙青森市選挙区選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十九年三月三十日

青森県議会議員一般選挙青森市選挙区選挙長 神 一 郎

一 場所 青森市柳川二丁目一番一号

青森市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局青森市出張所

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙弘前市選挙区選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十九年三月三十日

青森県議会議員一般選挙弘前市選挙区選挙長 池 田 久 雄

一 場所 弘前市大字上白銀町一番地一

弘前市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局弘前市出張所

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙八戸市選挙区選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十九年三月三十日

青森県議会議員一般選挙八戸市選挙区選挙長 駒 場 賢 一

一 場所 八戸市内丸一丁目一番一号

八戸市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局八戸市出張所

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙黒石市選挙区選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十九年三月三十日

青森県議会議員一般選挙黒石市選挙区選挙長 佐 藤 明

一 場所 黒石市大字市ノ町一番地一号

黒石市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局黒石市出張所

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙五所川原市選挙区選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十九年三月三十日

青森県議会議員一般選挙五所川原市選挙区選挙長 平 野 光 雄

一 場所 五所川原市字岩木町一二番地

五所川原市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局五所川原市出張所

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙十和田市選挙区選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十九年三月三十日

青森県議会議員一般選挙十和田市選挙区選挙長 古 舘 實

一 場所 十和田市西十二番町六番一号

十和田市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局十和田市出張所

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙三沢市選挙区選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百

号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十九年三月三十日

青森県議会議員一般選挙三沢市選挙区選挙長 小林 博 信

一 場所 三沢市桜町一丁目一番三八号

三沢市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局三沢市出張所

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙むつ市選挙区選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるく
じを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百
号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十九年三月三十日

青森県議会議員一般選挙むつ市選挙区選挙長 佐々木 鉄 郎

一 場所 むつ市金谷一丁目一番一号

むつ市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局むつ市出張所

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙つがる市選挙区選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるく
じを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百
号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十九年三月三十日

青森県議会議員一般選挙つがる市選挙区選挙長 乳 井 三 一

一 場所 つがる市木造若緑六一番地一

つがる市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局つがる市出張所

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙平川市選挙区選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるく
じを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百
号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十九年三月三十日

青森県議会議員一般選挙平川市選挙区選挙長 山 内 一 義

一 場所 平川市柏木町藤山二五番地六

平川市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局平川市出張所

二 日時 平成十九年四月五日 午後五時十分

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭